

D2C Listing Ads 掲載ガイドライン

ver.1.10 2013.08.14 版

1. 掲載ガイドラインについて

当掲載ガイドラインの対象となる広告は、株式会社 D2C が提供する以下の商品となります。別途弊社が取り扱うディスプレイ広告、その他媒体・商品の掲載基準、ガイドラインとは異なりますので予めご注意ください。

■ D2C Listing Ads 広告商品

| | | i-mode 端末向け商品 | スマートフォン向け商品 |
|-----------|------|--------------------------|-------------------------------|
| 検索連動広告 | 一般検索 | iMenu Search | dmenu Search |
| | 専門検索 | iMenu Music Search | dmenu Music Search |
| コンテンツ連動広告 | | iMenu Contents Targeting | dmenu Contents Targeting Plus |

2. 掲載ガイドラインの目的

当掲載ガイドラインは、広告会社様による D2C Listing Ads 広告商品のスムーズなご活用、掲載ガイドラインに準拠した高品質かつ関連性の高い広告の掲載の実現を目的として、掲載不可業種やスタイルガイドライン等、ご出稿の準備に必要な内容を開示します。

3. 審査の対象範囲について

当商品においては、以下の各項目に対して審査を行います。広告掲載にあたり、全ての広告は当掲載ガイドラインに定める各基準に準拠したものである必要があります。

- ・ 企業
- ・ 業種、商品、サービス
- ・ モバイルサイト
- ・ クリエイティブ(見出し・説明文、表示 URL、リンク先 URL)
- ・ キーワード
- ・ 関連性(キーワード、見出し・説明文、リンク先 URL)

4. ご利用上の注意

当掲載ガイドラインは、対象広告商品の掲載基準の全てを明記したものではありません。

弊社がこの基準に則していないと判断した場合、掲載実績の有無に関わらず、広告の掲載、キーワードへの入札等ができない場合があります。

また、この基準に準拠されていても、その他事由により弊社が不適切と判断した場合には掲載をお断りすることがあります。

5. 掲載ガイドラインの変更

当掲載ガイドラインは、広告主様、広告会社様への事前の通知や承諾なく変更または修正される場合があります。

6. 広告掲載における責任

広告を掲載することにより生じた結果等について、弊社では責任を負いかねますのでご了承ください。

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第 1 章 広告掲載ポリシー | 4 |
| 1. 公序良俗 | 4 |
| 2. 名誉毀損、誹謗中傷 | 4 |
| 3. 関連諸法規、条例等(薬事法、景品表示法、特定商取引法等) | 4 |
| 4. 知的財産権(登録商標、著作権、肖像権等) | 4 |
| 5. プライバシーの侵害 | 4 |
| 第 2 章 掲載不可業種、サービスについて | 5 |
| 第 3 章 アカウント管理について | 6 |
| 1. アカウント管理について | 6 |
| 2. スマートフォンサイトにおけるアカウント管理の注意事項 | 6 |
| 第 4 章 全サイト共通審査項目および注意事項 | 8 |
| 1. モバイルサイトの審査について | 8 |
| 2. キーワードの審査について | 9 |
| 3. クリエイティブの審査について | 9 |
| 4. アプリケーションの審査について | 15 |
| 第 5 章 業種別の基準について | 17 |
| 1. インターネットプロバイダ | 17 |
| 2. アルコール飲料 | 17 |
| 3. 医療機関 | 17 |
| 4. コンタクトレンズ | 18 |
| 5. 公営ギャンブル | 18 |
| 6. パチンコ、パチスロ | 18 |
| 7. 貸金業 | 18 |
| 8. 金融商品取引業、金融先物取引業 | 18 |
| 9. 引越業 | 19 |
| 10. 学習塾、家庭教師、予備校 | 19 |
| 11. 各種スクール(学校教育法における学校を除く) | 19 |
| 12. 求人 | 19 |
| 13. 旅行業 | 19 |

| | |
|--|-----------|
| 14. 通信販売 | 19 |
| 15. 中古品販売・買取 | 20 |
| 16. 第三者サイトへの誘引を目的としたサイト | 20 |
| 17. デジタルコンテンツ提供サイト | 20 |
| 18. 占いサイト | 20 |
| 19. 弁護士、司法書士、行政書士事務所 | 20 |
| | |
| 第 6 章 専門検索商品の基準について | 21 |
| | |
| 第 7 章 関連諸法規に違反する恐れのある表記について | 22 |
| 1. 薬事法 | 22 |
| 2. 景表法 | 27 |
| | |
| 第 8 章 関連性について | 29 |
| 1. キーワードとリンク先ページの関連性 | 29 |
| 2. キーワードと見出し・説明文の関連性 | 31 |
| 3. 見出し・説明文とリンク先ページの関連性 | 31 |
| 4. 広告グループの運用と関連性 | 31 |
| | |
| 第 9 章 入稿規定 | 32 |
| 1. 文字数について | 32 |
| 2. 使用可能文字について | 32 |
| 3. リダイレクトのご注意 | 33 |
| | |
| 第 10 章 審査における不承認時の差し戻しについて | 34 |
| 1. 企業・サイト審査 | 34 |
| 2. 原稿審査 | 36 |

第 1 章 広告掲載ポリシー

弊社では、掲載される広告によって、ユーザーに不利益を与えることがないか、社会の信頼を失うことにつながらないか等の観点から、広告掲載ポリシーを定めています。当ポリシーに反すると弊社が判断した場合、掲載をお断りする場合があります。

1. 公序良俗

公序良俗に反する内容を掲載することはできません。

反社会的な行為を助長するような内容、閲覧者に不快感を与えるような卑猥・残虐な内容、第三者に不利益を与える恐れがある内容は掲載をお断りする場合があります。

2. 名誉毀損、誹謗中傷

他者の名誉を傷つけたり、誹謗中傷するような内容を掲載することはできません。

「人種」「性別」「宗教」に関して差別、侮辱するような内容、特定の個人や団体を中傷するような内容については掲載をお断りする場合があります。

3. 関連諸法規・条例等(薬事法、景品表示法、特定商取引法等)

関連諸法規等に違反していたり、許認可や登録が義務付けられている業務にも関わらず、適切な手続きがなされていない場合は掲載できません。

4. 知的財産権(登録商標、著作権、肖像権等)

他者の知的財産権を害するような内容を掲載することはできません。

見出し・説明文やリンク先ページにおいて使用されている画像や固有の商品名、名称等については、権利所有者の許諾を得たものである必要があります。

購入するキーワードや広告表現上で利用する固有の商品名、名称等に関して、その利用に関する責任は広告主が負うこととし、弊社では事前に許諾を得られているものとして取り扱います。

固有の商品名、名称等の利用に関する権利処理については、当事者間の協議により解決していただく必要があります。

5. プライバシーの侵害

他者のプライバシーを侵害するような内容を掲載することはできません。

個人の私生活等が他人から干渉される恐れがあるような広告表現、商品、サービスについては、掲載をお断りする場合があります。

第 2 章 掲載不可業種、サービスについて

ここでは、掲載をお断りしている業種やサービスについて説明いたします。

誠に恐れ入りますが、以下の業種やサービスを取り扱っているサイトに関しては、ご掲載いただくことができませんので予めご了承ください。

- (1) 宗教、思想(布教活動に関わる内容)
- (2) 成人向けコンテンツ
- (3) ユーザーの性的興奮を助長する商材の販売、デジタルコンテンツの配信 ※
- (4) たばこ、喫煙を促進する広告、科学的に実証されていない禁煙グッズ、サービス等
- (5) 出会い系サイト、または出会い系サイトと誤認を与えるようなサイト
- (6) あんまマッサージ・指圧・針・灸・接骨院等の医業類似行為、またそれらの行為を行う特定機関への誘引を促す内容のサイト
- (7) 治験の斡旋、募集
- (8) 第1種医薬品、第2種医薬品の通信販売 ※
- (9) 保証人代行サービス
- (10) 不動産投資 ※
- (11) 海外不動産取引
- (12) 探偵事務所、興信所、各種工作行為
- (13) サイト内に海外くじ等の政府から認可されていないコンテンツが含まれるギャンブルサイト
- (14) 商品先物取引等、投機性が高い金融商品 ※
- (15) 海外留学、ワーキングホリデーの斡旋
- (16) 連鎖販売取引
- (17) 情報商材
- (18) 広告表示を唯一の目的とするサイト
- (19) 独自性のあるコンテンツを有さないサイト
- (20) 動物駆除、動物実験に関連した商品、サービス ※
- (21) 動物のネット上における生体販売
- (22) 法人向けサービス ※
- (23) プライバシーを侵害するような商品、サービス
- (24) 関連諸法規等に違反している商品、サービス
- (25) ユーザートラブルが懸念される商品、サービス
- (26) 個人が運営する商品、サービス
- (27) NTTドコモのビジネス上競合にあたりと判断される企業、サイト
- (28) その他、弊社が掲載不可と判断したもの

※印の業種やサービスを取り扱っているサイトに関しては、サイト内に掲載可能なコンテンツが存在する場合、アカウント開設が可能となる場合があります。ただし、上記の内容に関する広告訴求はできませんので予めご了承ください。

第 3 章 アカウント管理について

ここでは、掲載にあたりアカウントの管理について説明いたします。ここで定められている規定は、業種やサービス等を問わず、全てのアカウントに対し適用されるものです。

1. アカウント管理について

- (1) D2C Listing Ads では、原則として 1 アカウント内において 1 サイトのみ管理が可能です。
- (2) 企業・サイト審査においては、ご申請いただいた URL とそれより下位の階層に対して審査を行い、アカウント開設またはメニュー追加承認を行います。
- (3) アカウント開設またはメニュー追加承認後、企業・サイト審査で承認されたものと異なるサイトを原稿審査でのリンク先として入稿することはできません。原稿審査時に以下のような URL を入稿された場合、入稿された URL について掲載不可(同一アカウント内での管理不可)と判断し、別アカウントとしての申請を依頼する場合があります。
 - サイト構成上、企業・サイト審査時の URL より上位の階層とみなされるサイト
 - サイト構成上、企業・サイト審査承認時の URL と取り扱う商品、サービスの範囲が著しく異なると判断されるサイト

※上記の理由から企業・サイト審査でご申請いただく URL は、サイトの最上位階層(TOP ページ)を推奨します。

(→次頁の判断例 1~4 をご参照ください)

2. スマートフォンサイトにおけるアカウント管理の注意事項

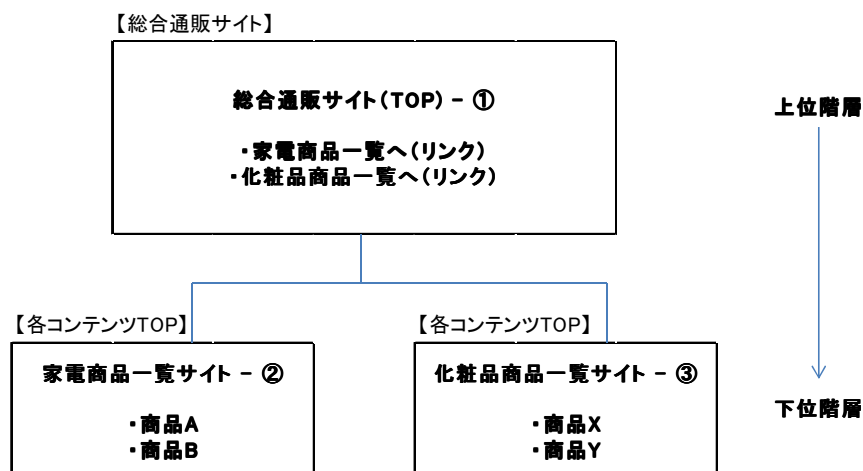
スマートフォン向け商品においては、同一広告主様における同一商品、サービスを扱うサイトにおいて、以下の条件でも原則アカウント管理が可能です。(→次頁の判断例 5 をご参照ください)

- (1) スマートフォンに最適化されたサイトとそうではないサイト(PC サイト等)の複数の種別をリンク先として持っている
- (2) 企業・サイト審査時のサイトと原稿審査時のサイトにおけるスマートフォンへの最適化状況が異なっている

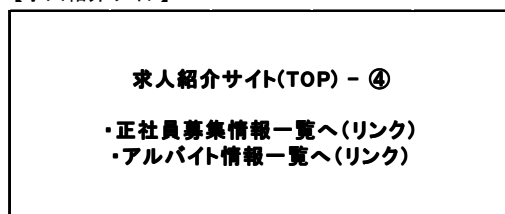
※ただし、スマートフォンへの最適化状況によって取り扱う商品、サービスの範囲が著しく異なると判断された場合、入稿された URL を掲載不可(同一アカウント内での管理不可)と判断し、別アカウントとしての申請を依頼する場合があります。

※弊社ではスマートフォンに最適化されたサイトでの掲載を推奨します。

■ サイト構成例と審査判断例



【求人紹介サイト】



| | 企業・サイト審査承認サイト | 原稿審査入稿サイト | 同一アカウント管理可否 | 判断理由 |
|------|---------------|----------------|-------------|---------------------------------|
| 判断例1 | ① | ④ | × | 企業・サイト審査承認サイトと異なるサイトと判断されるため |
| 判断例2 | ① | ② | ○ | 企業・サイト審査承認サイト内(下位階層)と判断されるため |
| 判断例3 | ② | ① | × | 企業・サイト審査承認サイトより上位階層と判断されるため |
| 判断例4 | ② | ③ | × | 企業・サイト審査承認サイトと異なるコンテンツと判断されるため |
| 判断例5 | ① (スマホ最適化) | ② (スマホ非最適化) | △ | ※企業・サイト審査承認サイト内(下位階層)と判断される場合は可 |

※上記判断は一例です。

※サイト構成やサイト内での取り扱う商品により、上記の判断が適用されない場合があります。

第 4 章 全サイト共通審査項目および注意事項

ここでは、全ての広告における基本的な審査項目や記載必須事項、ご注意いただきたい事項について説明いたします。

1. モバイルサイトの審査について

1-1. 審査対象となる URL

弊社では 2 点の URL について確認をします。

- アカウント開設に伴う企業・サイト審査における申請モバイルサイト URL
- 広告掲載前後の原稿審査におけるクリエイティブ URL ならびにカスタム URL

1-2. 遷移、内容確認ができない場合

申請いただくモバイルサイトは、審査時点で各広告商品に沿った端末からの遷移、内容の確認ができる状態である必要があります。モバイルサイトへの遷移、内容の確認ができない場合、ご掲載いただくことができません。

1-3. サイト内記載必須項目

(1) サイトの所有者情報、問い合わせ先

ご掲載いただくサイトは、広告主様が所有し、管理している必要があります。

責任の所在を明確にするため、サイト内に以下の情報を明示する必要があります。

- サイトを所有している会社名、または所有者名
- サイトを所有している会社または所有者の問い合わせ先(メールアドレス、電話番号、問い合わせフォーム等)

※アカウント申請時の広告主名と、サイトに記載の所有者情報が一致していない場合、掲載不可と判断させていただく場合があります。

(2) プライバシーポリシー

サイト内でユーザーの個人情報を取得する項目(商品の販売、サービスの申込、資料請求等)が存在する場合、以下の記載が必要となります。

- プライバシーポリシー(個人情報保護方針)
- 個人情報利用目的

(3) サイト内のキャンペーン期間

広告掲載開始時点において、サイトを構成しているコンテンツやキャンペーンがその提供期間を著しく経過していると認められる場合、掲載不可と判断させていただく場合があります。

2. キーワードの審査について

当商品は、ユーザーが検索したキーワードあるいは広告掲載面に関連性のあるキーワードに対し、キーワードを購入された広告主様の広告を表示します。キーワード購入にあたっては、以下の条件を満たしている必要があります。

- キーワードが見出し・説明文、リンク先 URL と十分な関連性をもっていること
- キーワードがユーザーに不快感や不利益を及ぼさないものであること
- キーワードが示す商品、サービス、行為等が公序良俗に反していないこと
- 広告の表示回数増加を目的として、1文字のカナや英数を無秩序に入稿しないこと
- 広告主様の競合に当たる社名、サービス名等を入稿しないこと

3. クリエイティブの審査について

3-1. 見出し・説明文について

ユーザーが広告主様の広告をクリックするかどうかは、見出し・説明文によって大きく左右されます。そのため、ユーザーに誤認を与える表現や、事実と異なる表現をご使用いただくことはできません。

■ ご使用いただけない表現例

(1) サイト URL、電話番号、メールアドレス、住所等の記載

見出し・説明文にて、サイト URL、電話番号、メールアドレス、住所等は記載いただけません。

(掲載不可例)

| | |
|---|---|
| [PR] D2C へようこそ 東京都港区東新橋 0-0-0 | [PR] D2C へようこそ 03-6252-3101 |
| 住所表記 | 電話番号表記 |

(2) 「完全無料」「ぜんぶ無料」等の表現

コンテンツの有料無料に関わらず、「完全無料」「ぜんぶ無料」等の表現は、パケット通信料も含めて無料と誤認される恐れがあるため使用できません。

(掲載不可例)

| | |
|---|---|
| [PR] D2MUSIC/公式 話題の新曲も完全無料！ | [PR] D2GAME オンライン ぜんぶ無料の RPG！ |
| 「完全無料」表記 | 「ぜんぶ無料」表記 |

(3) NTTドコモが提供、推奨するサービスと誤認を与えるような表現

NTTドコモが提供もしくは推奨しているサイトとユーザーに誤認を与える恐れのある「公式」「ドコモおすすめ」等の表現は使用できません。

(掲載可例)

[PR] [D2MUSIC/公式](#)
人気曲満載！月 315 円

[PR] [D2 コーヒー公式サイト](#)
ギフトセット販売中！

(掲載不可例)

[PR] [D2MUSIC フル](#)
人気曲満載！ドコモ公式

[PR] [D2 コーヒーのギフト](#)
[iモード公式] 送料無料！

※その他、広告主様の公式サイトという意味でご使用の場合でも、誤認の恐れがあると判断される場合は掲載不可と判断させていただきます。

(4) NTTドコモのビジネス上競合にあたるサービスに関連した表現

サービス自体の訴求表現に加え、当該サービスの CM 曲や登場キャラクターの訴求表現も使用できません。

(5) 誤字・脱字

誤字・脱字、もしくは脱字であると誤認を与える略称・通称等の使用が認められる場合、掲載不可と判断させていただきます。

(掲載可例)

[PR] [関東の住宅情報なら](#)
D2ホームにおまかせ！

(掲載不可例)

[PR] [関東の住宅情報なら](#)
D2ホームにおまか！

「おまかせ」の脱字

[PR] [関東の銃炊く情報なら](#)
D2ホームにおまかせ！

「住宅」の誤字

(6) 公序良俗に反する表現

男女の出会いを標榜する表現、射幸心を煽る表現、ユーザーの性的興奮を煽る表現、ユーザーに不快感を与える表現、もしくはそれらに類似した表現であると認められる場合、広告掲載をお断りすることがあります。

(掲載不可例)

[PR] [D2コミュニティ](#)
無料で素敵な出会い！

男女の出会いを標榜する表現

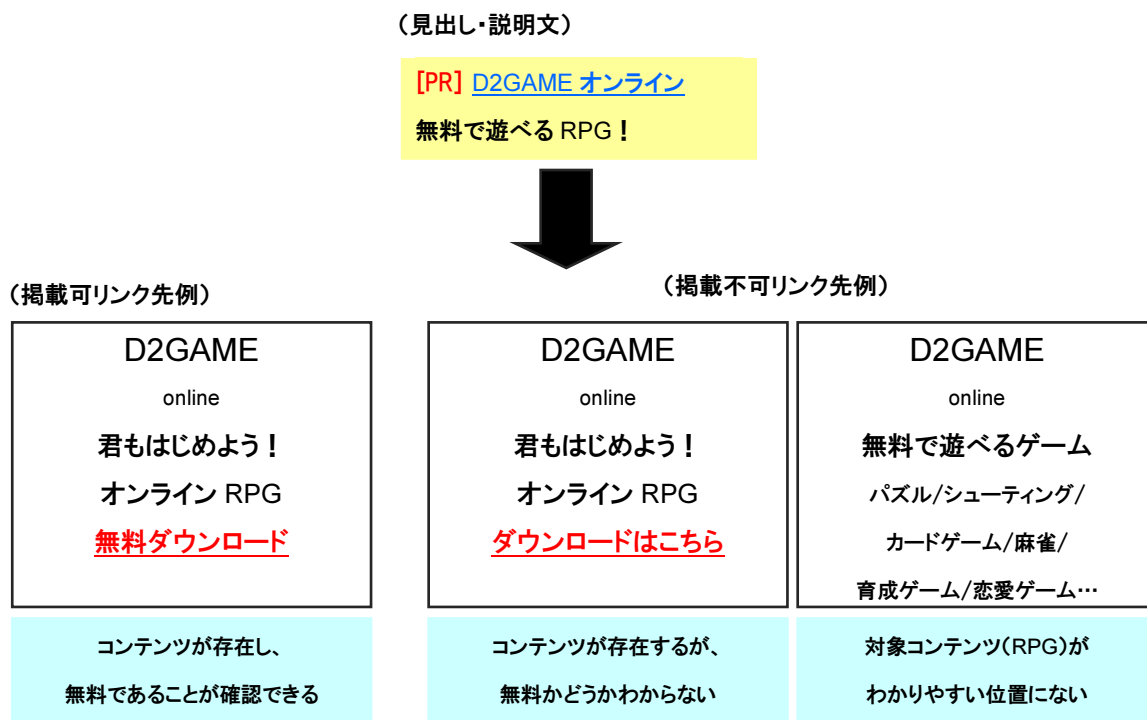
[PR] [D2競馬で必勝法](#)
絶対当たる！儲かる！

射幸心を煽る表現

■ ご注意いただきたい表現例

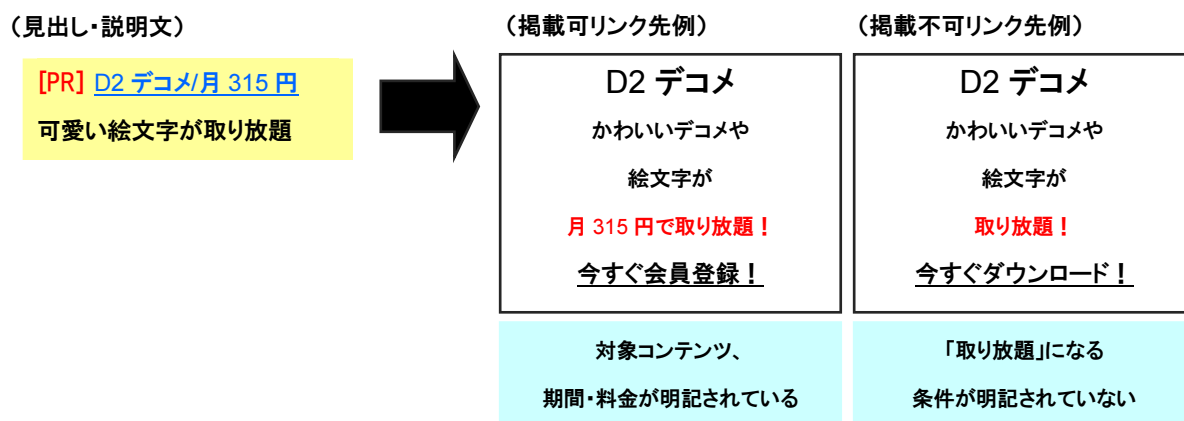
(1) 「無料」を用いた表現

原稿内で無料であると訴求されている内容がサイト内に確実に存在し、かつサイト内のわかりやすい場所に無料である旨が明示されている必要があります。上記について確認ができない場合、広告掲載をお断りすることがあります。



(2) 「～し放題」を用いた表現

「取り放題」「使い放題」等を用いた表現を使用される場合は、一部ユーザーに「パケット通信料も含めて使い放題になる」と誤認される恐れがあるため、サイト内にわかりやすく、「～し放題」となる対象コンテンツ、対象期間等が明記されている必要があります。



(3) 期間限定表現

「今だけ」「期間限定」等、期間を限定した訴求を行う場合は、サイト内で対象期間が確認できる必要があります。対象期間の確認が出来ない場合、広告掲載をお断りすることがあります。

※また、見出し・説明文の表記の有無に関わらず、広告掲載開始時点で、サイト内で訴求対象とみなされるキャンペーンやコンテンツがその提供期間を著しく経過していると認められる場合も、掲載不可と判断させていただくことがあります。

(見出し・説明文)

[PR] [D2MUSIC/公式](#)

期間限定！10曲無料！



(掲載可リンク先例)

D2MUSIC

XX年XX月XX日までの

期間限定！

10曲無料ダウンロード！

★対象曲はこちら★

対象期間の明記がある

(掲載不可リンク先例)

D2MUSIC

今だけ期間限定！

10曲無料ダウンロード！

★対象曲はこちら★

対象期間が不明瞭

(4) ユーザーにとってわかりにくい表現、故意にユーザーをリンク先ページに誘引する表現

ユーザーにとってわかりにくく、誤解を与える可能性のある、もしくは故意にユーザーをリンク先ページに誘引する表現が使用されている場合、広告掲載をお断りすることがあります。

(→当掲載ガイドライン「第8章 関連性について」も併せてご参照ください。)

(例) 記号を用いた伏字表現、記号を用いた顔文字、記号の連続使用、

わかりにくい略称・通称の使用、不適切な芸能人名、ブランド名、商品名の使用等

(掲載不可例)

[PR] [D2コスメティクス](#)

あの**も愛用の化粧水

記号を用いた伏字表現

[PR] [D2コスメティクス](#)

大ヒット化粧水(^0^)/

記号を使った顔文字

[PR] [♪♪D2コスメ♪♪](#)

大♪ヒット♪化粧水♪♪

記号の連続使用による強調

[PR] [D2コスメティクス](#)

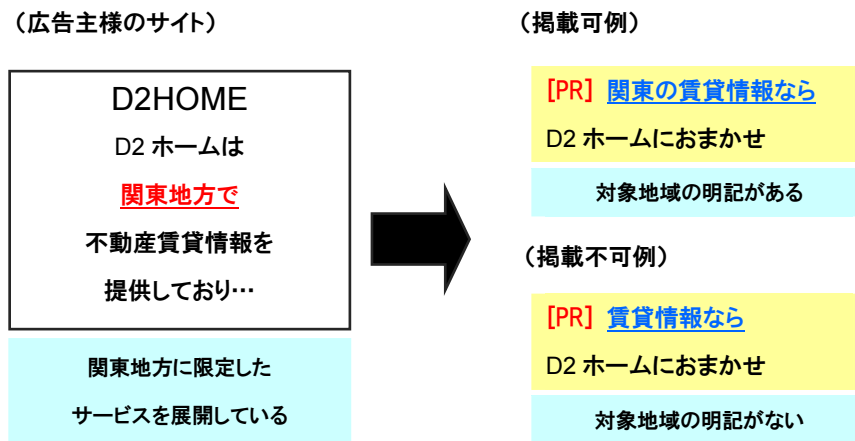
スキンケア化粧販売中！

「化粧水」のわかりにくい省略

■ 地域を限定した訴求を行う場合

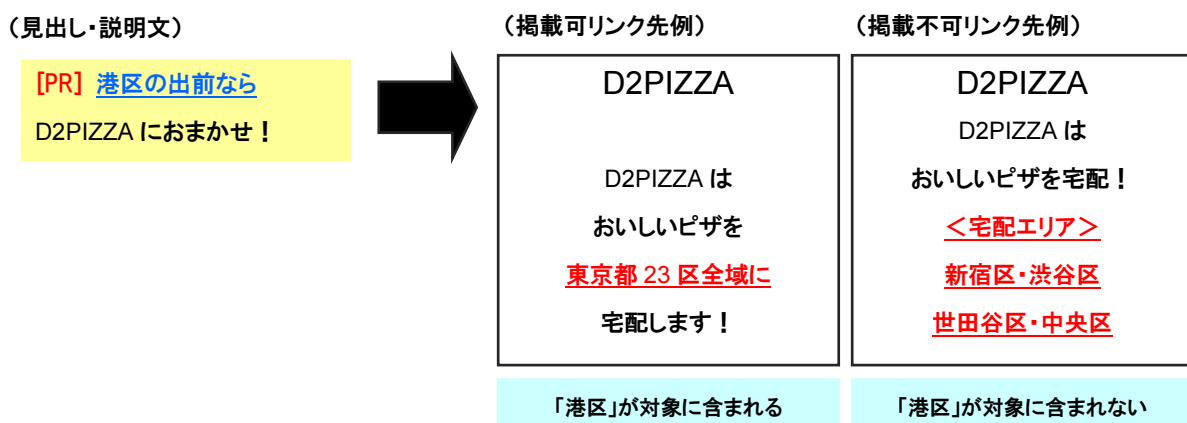
(1) 広告主様のサービスが一部地域に限定して展開される場合

不動産業や地域情報サイト等、広告主様のサービスが一部地域に限定して展開される場合、見出し・説明文にて対象地域がわかりやすく明示されている必要があります。



(2) 広告表現において一部地域に限定した訴求が行われる場合

「新宿」「仙台」「函館」といった地名や地名を特定できるワード等を見出し・説明文で使用したり、キーワードとして入札して広告を掲載する場合は、その地域で商品が購入可能であったり、サービスを受けられることをサイト内で確認する必要があります。



3-2. 表示 URL について

表示 URL とは、検索結果画面に見出し・説明文とともに表示される URL のことを指します。

表示 URL は以下の条件を満たしている必要があります。

- 掲載される広告の責任の所在を示していること
- リンク先ページの内容を正確に表していること
- ドコモドメインやアプリケーションマーケットのドメインではないこと

※弊社ではアカウント開設時に申請される企業サイトのモバイルサイト URL(ドメイン)との整合性をチェックしています。

なお、表示 URL にモバイルサイト URL のサブドメインを含む場合は問題ありません。

(掲載可例)

モバイルサイト URL: <http://d2c.listing.co.jp/mobile>

表示 URL: d2c.listing.co.jp

⇒モバイルサイト URL と表示 URL の内容がマッチしている

モバイルサイト URL: <http://lis.d2c.co.jp/mobile>

表示 URL: www.d2c.co.jp

⇒モバイルサイト URL と表示 URL の内容が一部マッチしている

※すべて半角英数字(ASCII)で記載してください。

4. アプリケーションの審査について

4-1. d マーケット(iMenu)内のアプリケーション

d マーケット(iMenu)内のアプリケーションを訴求する場合、以下の基準を満たしている必要があります。

(1) 企業審査

アプリケーション運営者の企業・法人様のみご掲載いただけます。

※なお、企業・サイト審査申請の際には、企業概要 URL(PC サイト)の入力が必須となります。企業概要 URL が未入力の場合、企業審査が行えない場合があります。

(2) サイト、アプリケーション審査

- 当ガイドライン記載の掲載不可業種、サービスに関連するアプリケーションはご掲載いただけません。
- 自社サイトへの誘引を目的とした無料アプリケーションに関しては、リンク先サイトの審査を行います。
- 公序良俗に反する等、弊社が不適切と判断したアプリケーションはご掲載いただけません。

(3) 原稿審査

- 見出し・説明文において、NTTドコモが提供もしくは推奨しているサイトとユーザーに誤認を与える恐れのある「公式」「ドコモおすすめ」等の表現は使用できません。
(→当掲載ガイドライン「第4章 3.クリエイティブの審査について」も併せてご参照ください。)
- 表示URLにおいては、広告の責任の所在を示す内容をご使用ください。

※広告主様が提供しているアプリケーションについて、NTTドコモの提供である誤認を防ぐため、ドコモのドメインはご使用いただけません。

(掲載可例)

[PR] [D2GAME アプリ](#)
冒険をはじめよう！
[d2game.d2c.co.jp](#)
自社ドメインの使用

(掲載不可例)

[PR] [D2GAME アプリ](#)
冒険をはじめよう！
[docomomarket.ne.jp](#)
ドコモドメインの使用

4-2. スマートフォン用アプリケーション

スマートフォン用アプリケーションを訴求する場合、以下の基準を満たしている必要があります。

(1) 企業審査

アプリケーションの内容に応じた業種別の審査を行います。

ご掲載にあたっては、当ガイドライン記載の各業種別基準を満たしている必要があります。

(2) サイト、アプリケーション審査

- 当ガイドライン記載の掲載不可業種、サービスに関連するアプリケーションはご掲載いただけません。
- 広告主様のサイトであるかアプリケーションマーケット内のページであるかを問わず、リンク先ページは当ガイドライン記載の基準を満たしている必要があります。
したがって、アプリケーションマーケット内のページをリンク先とする場合でも、サイト内記載必須項目、各業種別基準おける必要事項等はリンク先またはリンク先から容易に遷移できるページに明瞭に記載する必要があります。
- アプリケーションをアプリケーションマーケットからダウンロードする必要がある場合、広告主様のサイトに加え、広告主様のサイトから遷移するアプリケーションマーケット内のページの審査を行います。
- 自社サイトへの誘引を目的とした無料アプリケーションに関しては、リンク先サイトの審査を行います。
- 公序良俗に反する等、弊社が不適切と判断したアプリケーションはご掲載いただけません。
- アプリケーションマーケット運営事業者によってアプリケーションが削除された場合、広告掲載を直ちに停止してください。アプリケーションが削除された場合でも、広告が掲載されている間はクリック数に応じた課金が発生します。

(3) 原稿審査

- 見出し・説明文において、NTTドコモが提供もしくは推奨しているサイトとユーザーに誤認を与える恐れのある「公式」「ドコモおすすめ」等の表現は使用できません。
(→当掲載ガイドライン「第4章 3.クリエイティブの審査について」も併せてご参照ください。)
- 表示URLにおいては、広告の責任の所在を示す内容をご使用ください。アプリケーションマーケットのドメインはご使用いただけません。

(掲載可例)

[スマホ対応ゲームなら「D2GAME」](#) [PR]

D2GAME のアプリはこちら。オリジナルゲーム続々配信中！

d2game.d2c.co.jp

自社ドメインの使用

(掲載不可例)

[スマホ対応ゲームなら「D2GAME」](#) [PR]

D2GAME のアプリはこちら。オリジナルゲーム続々配信中！

www.xxxmarket.com

アプリケーションマーケットドメインの使用

第 5 章 業種別の基準について

ここでは、掲載にあたり注意が必要な業種について説明いたします。

これらの業種に関しましては、ユーザー保護や法令を遵守するといった観点から、より慎重に審査を行っております。なお、以下に定めている内容に準拠されている場合であっても、弊社の判断により掲載をお断りすることがあります。

※この章で説明させていただく「メニューリスト掲載サイト」とは、i-mode 端末向け商品においては「iMenuTOP 画面＞メニューリスト」、スマートフォン向け商品においては「dmenuTOP 画面＞メニューリスト」に掲載されているサイトを指します。

※専門検索商品については別途審査基準があります。「第 6 章 専門検索商品の基準について」をご参照ください。

1. インターネット接続サービス(プロバイダ等)

- (1) サービスの利用にあたって必要となる料金が明示されていること
- (2) プレゼント、キャッシュバック、値引き等のキャンペーンを実施する場合は、適用条件が明示されていること

2. アルコール飲料

- (1) 未成年の飲酒を禁止する旨がサイト内に明瞭に記載されていること
(記載例:「未成年者の飲酒は法律で禁じられています」「お酒は二十歳になってから」)
- (2) 以下の表現を行わないこと
 - 未成年の飲酒を推奨、連想、誘引する表現
 - 妊娠中や授乳期の飲酒を誘発する表現
 - 過度の飲酒につながる表現
 - 飲酒運転につながる表現
 - リサイクルを始めとする環境保全に反する表現

3. 医療機関

■ iMenu Search / dmenu Search のみ掲載可能です。

- (1) サイト内に以下を全て記載すること
 - 医師資格を持つ責任者(院長等)の学歴および医師としての職務経歴
 - 自由診療の場合、診療にかかる金額とその算定方法
- (2) 医療法における広告規制を遵守していること

(参考)

厚生労働省 医療法における病院等の広告規制について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/

4. コンタクトレンズ

- (1) 販売にあたっては、高度管理医療機器等販売業許可を取得していること
- (2) 日本国内における医療機器としての承認がとれている商品であること
- (3) 各商品に対して、医療機器承認番号が表示されていること
- (4) コンタクトレンズの装着前後の図を並べて表示しないこと

5. 公営ギャンブル

- (1) 以下のいずれかであること
 - 法律で定められた主催者、運営者が提供するサイト
 - メニューリスト掲載サイト
- (2) 射幸心を煽る表現を行わないこと

6. パチンコ、パチスロ

- (1) ホールへの誘引につながる内容のサイトではないこと
- (2) 射幸心を煽る表現を行わないこと

7. 貸金業

- (1) 金融庁における貸金業登録が行われており、日本貸金業協会に加盟していること
- (2) 以下のいずれかを満たすこと
 - 銀行系消費者金融(銀行の出資比率が50%を超える銀行子会社法人等)
 - 日本消費者金融協会(JCFA)加盟企業
 - 社団法人日本クレジット協会加盟企業
 - 旧消費者金融連絡会構成企業
- (3) サイト内に以下を全て記載すること
 - 過剰借入れへの注意喚起を目的とした啓発文言
 - 貸金業登録番号、日本貸金業協会会員番号
 - 返済シミュレーション等、借入れ後の返済金額、期間、利率が具体的に把握できるもの
- (4) 安易な借入れや正確な利率を誤解させるような表現を行わないこと

8. 金融商品取引業、金融先物取引業

- (1) 金融商品取引法における、第一種金融商品取引業として登録していること
- (2) 各商品の関連団体が定める広告関連規定を遵守していること
- (3) 財務内容が健全であること

※広告訴求として相応しくない商品の取り扱いが多数を占めている場合、掲載不可と判断させていただくことがあります。

9. 引越業

- (1) 一般貨物自動車運送業者の許可を得ていること
- (2) 運送業者貨物賠償保険に加入していること

10. 学習塾、家庭教師、予備校

- (1) 特定継続的役務に該当する場合は、法律に規定された手続きを行っていること
- (2) サービスの利用にあたって必要となる料金が明示されていること
- (3) 合格者数等の累計表示を行う場合は、最新年度の数も記載すること
(記載例:「開校以来〇人が合格!(うち最新の〇〇年度合格者〇人)」)
- (4) 合格者数等の連続表示をする場合は、該当の年度も表示すること
(記載例:「3年連続、〇〇大学合格者数の塾生が50%!(〇年度~〇年度)」)

11. 各種スクール(学校教育法における学校を除く)

- (1) 学校と誤認される表現をしないこと
- (2) スクール名(正式名称)、所在地が明示されていること
- (3) カリキュラム、学科内容が明示されていること

12. 求人

- (1) 人材紹介業の場合、有料職業紹介事業の許可を受けていること
(記載例: 有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-XXXXXXX)
- (2) 人材派遣業の場合、一般労働者派遣事業の許可を受けていること
※紹介予定派遣の場合、一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業許可を受けていること
(記載例: 人材派遣業許可 般 13-XXXXXXX)
(記載例: 人材派遣(紹介予定派遣)厚生労働大臣許可番号 般 13-XXXXXXX)

13. 旅行業

- (1) 以下のいずれかを満たすこと
 - ・ 社団法人日本旅行業協会(JATA)加盟企業
 - ・ 社団法人全国旅行業協会(ANTA)加盟企業
- (2) 旅行業登録番号をサイト内に表示すること
(記載例: 観光庁長官登録旅行業 XXXX 号(1種)、東京都知事登録旅行業第 3-XXXXX 号(3種))

14. 通信販売

- (1) 特定商取引法における必要表示事項の表示があること

15. 中古品販売・買取

- (1) 古物販売許可を取得しており、許可番号が表示されていること
(記載例：東京都公安委員会許可 第XXXXXXXXXXXX号)
- (2) サイト内で販売を行う場合は、通信販売の基準を満たすこと

16. 第三者サイトへの誘引を目的としたサイト

- (1) 単一商材あるいは単一サイトへ誘引するサイトではないこと
- (2) 独自性のあるコンテンツを有していること
- (3) 提供サービスの内容や著作権、情報の正確性等に関する注意事項の表示があること
- (4) サイト内で掲載されている商品、サービスが当掲載ガイドライン記載の基準を満たしていること

17. デジタルコンテンツ提供サイト

■ 当基準は以下のような商品を提供するサービスに適用されます。

- ・ 音楽コンテンツ(着うた、着信メロディ等) ・ 待受画像 ・ きせかえツール
- ・ デコレーションメール用素材 ・ 電子書籍 ・ ゲーム ・ アプリケーション 等

- (1) メニューリスト掲載サイトであること

ただし、メニューリスト以外のサイトであっても、弊社基準により掲載可となる場合があります。

- (2) 公序良俗に反した表現や商品を取り扱わないこと

(→スマートフォン用アプリケーションについては、別途審査基準があります。「第4章 4.アプリケーションの審査について」をご参照ください。)

18. 占いサイト

- (1) メニューリスト掲載サイトであること
- (2) 不安や恐怖心を煽る表現を行わないこと

19. 弁護士、司法書士、行政書士事務所

- (1) 以下がすべて記載されていること

- ・ 代表者である弁護士、司法書士、行政書士のいずれかの氏名
- ・ 所属会
- ・ 事務所名
- ・ 住所
- ・ 電話番号

- (2) 無料相談を行う場合は、相談が無料となる範囲(相談内容、相談の手段、時間帯、相談回数等)が明瞭に記載されていること
- (3) 過去の取り扱い事件、過去の相談例、訴訟勝訴率を表示しないこと

第 6 章 専門検索商品の基準について

専門検索商品では、以下のサービス、サイトが掲載可となります。

1. iMenu Music Search

メニューリスト内「動画/音楽」のカテゴリ以下に掲載されており、楽曲をフィーチャーフォン向けに配信することを主たる目的としたサービス、サイト。

その他、弊社が掲載可と判断した、楽曲を i-mode 端末向けに配信することを主たる目的としたサービス、サイト。

2. dmenu Music Search

メニューリスト内「音楽/メロディコール/ボイス」のカテゴリ以下に掲載されており、楽曲をスマートフォン向けに配信することを主たる目的としたサービス、サイト。

その他、弊社が掲載可と判断した、楽曲をスマートフォン向けに配信することを主たる目的としたサービス、サイト。

※上記に該当するサービス、サイトであっても、弊社の判断により掲載をお断りすることがあります。

第 7 章 関連諸法規に違反する恐れのある表記について

「広告掲載ポリシー」にもありますとおり、薬事法、景品表示法、特定商取引法等の関連諸法規に違反する恐れのある広告は掲載をお断りすることがあります。

ここでは、一般的な注意事項を掲載しますが、掲載不可と判断させていただくケースはこの限りではありません。予めご了承ください。

1. 薬事法

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具、健康食品、健康雑貨等の広告掲載にあたっては、薬事法の規制に則った表示がされている必要があります。

(参考)

東京都福祉保健局 医薬品等の広告規制について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/index.html>

(1) 全般的な注意事項

- 効能効果や安全性に関する最高・最大級表現、および保証表現をしないこと
- 不安を煽るような表現をしないこと
- 医療関係者等の推薦広告をしないこと
- 速効性、持続性等の強調表示を行わないこと
- 他社製品の誹謗を行わないこと

(2) 医薬品、医薬部外品、医療機器の注意事項

- 医薬品、医薬部外品の場合は、日本国内での承認を受けており、その旨がサイト内に表示されていること
- 医療機器の場合は、日本国内での承認を受けており、医療機器承認番号が記載されていること
- 承認を受けた商品については、認められた効能効果のみを表示することにとどめ、承認を受けていない商品の場合は医学薬学上に認められている範囲を超えないこと
- 薬用化粧品の場合は、認められた効能効果の範囲内で表示すること(別表 1)
- コンタクトレンズは高度管理医療機器のため医療機器承認番号の記載をすること

(3) 化粧品の注意事項

- 一般化粧品の効能効果の範囲にとどめた表現にすること(別表 2)
- 医薬品的な効能効果を標榜しないこと

(4) 健康食品、健康器具の注意事項

- 医薬品、医療機器的な効能効果を標榜しないこと

(掲載不可例)

| 分類 | 表現例 | 理由 |
|------------|-------------------------------------|---|
| 化粧品全般 | 最強ニキビケア | 化粧品等の最高・最大級の表現またはこれに類する表現は、効能効果または安全性について逸脱する恐れがある |
| 化粧品全般 | 敏感肌専用 | 化粧品等においては、特定の肌、部位、使用方法、性別等が効能の範囲に規定されていないため「～専用」のような限定表現はできない |
| 化粧品全般 | 毛穴修復 | 治癒、回復、改善等の表現は、医薬品に対して使う言葉であり化粧品等の表現できない |
| 化粧品全般 | 医師によって開発された | 医薬関係者等が推薦、指導している表現はできない |
| 化粧品 | 保湿有効成分 | 化粧品の「配合成分」の表現について、あたかもその成分が有効成分であるかのような誤解を与える表現はできない |
| 医薬部外品 | 髪が生える | 医薬部外品(化粧品)の効能効果の範囲を逸脱する恐れがある |
| 化粧品・医薬部外品 | ニキビ跡を防ぐ | 医薬部外品(化粧品)の効能効果の範囲を逸脱する恐れがある |
| 化粧品・医薬部外品 | しわを予防する | しわ予防等の表現は、化粧品の効能効果の範囲を逸脱する恐れがある |
| 化粧品・医薬部外品 | 奥までとどく浸透力(角質層の範囲内である旨の記載なし) | 化粧品成分が浸透する表現を行う場合は、浸透する部位が「角質層」の範囲内であることを併記する必要がある |
| 化粧品・医薬部外品 | 体験談「たるみもなくなり大満足です」 ※効果には個人差があります | 若返り、老化防止、しわ、たるみの防止等、化粧品の効能効果の範囲を逸脱する恐れがあるエイジングケア表現はできない |
| 化粧品・医薬部外品 | 絶対シミ消し! | 化粧品等の効能効果について、それが確実であるかのような表現はできない |
| 化粧品・医薬部外品 | 乾燥疲れを感じたら | 肌の疲れ、皮膚の疲れ等の疲労回復的表現は化粧品等の効能効果を逸脱する恐れがある |
| 健康器具 | マッサージ機で腰痛が治る | 疾病の治療、予防効果等医療機器かのような誤解を与える恐れのある表現はできない |
| 食品(サプリメント) | 飲むだけで脂肪燃焼 | 食品で医薬品的な効能効果(身体の組織機能の増強等)は表現できない |
| 食品(サプリメント) | コラーゲンで肌がつるつる | 食品で医薬品的な効能効果(身体の組織機能の増強等)は表現できない |

(別表1)

■ 薬用化粧品の製品別効果または効能の範囲

| 種類 | 効能効果 |
|-------------------------|--|
| 1. シャンプー | ふけ・かゆみを防ぐ。 毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ。 毛髪・頭皮を清浄にする。 毛髪・頭皮をすこやかに保つ。 } 二者択一 毛髪をしなやかにする。 } |
| 2. リンス | ふけ・かゆみを防ぐ。 毛髪・頭皮の汗臭を防ぐ。 毛髪の水分・脂肪を補い保つ 裂毛・切毛・枝毛を防ぐ。 毛髪・頭皮をすこやかに保つ。 } 二者択一 毛髪をしなやかにする。 } |
| 3. 化粧水 | 肌あれ。あれ性。 あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。 油性肌。 かみそりまけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。 日やけ・雪やけ後のほてり。 肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。 皮膚をすこやかに保つ。 皮膚にうるおいを与える。 |
| 4. クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油 | 肌あれ。あれ性。 あせも・しもやけ・ひび・あかぎれ・にきびを防ぐ。 油性肌。 かみそりまけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。 日やけ・雪やけ後のほてり。 肌をひきしめる。肌を清浄にする。肌を整える。 皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。 皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。 |
| 5. ひげそり用剤 | かみそりまけを防ぐ。 皮膚を保護し、ひげをそりやすくする。 |
| 6. 日やけ止め剤 | 日やけ・雪やけによる肌あれを防ぐ。 日やけ・雪やけを防ぐ。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。 皮膚を保護する。 |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>7. パック</p> | <p>肌あれ。あれ性。 にきびを防ぐ。 油性肌。 日やけによるしみ・そばかすを防ぐ。 日やけ・雪やけ後のほてり。 肌をなめらかにする。 皮膚を清浄にする。</p> |
| <p>8. 薬用石けん(洗顔料を含む)</p> | <p><殺菌剤主剤のもの> 皮膚の清浄・殺菌・消毒。 体臭・汗臭及びにきびを防ぐ。 <消炎剤主剤のもの> 皮膚の清浄、にきび・かみそりまけ及び肌あれを防ぐ。</p> |

(別表 2)

■ 化粧品の効能効果の範囲

| | |
|--|--|
| <p>(1)頭皮、毛髪を清浄にする。</p> <p>(2)香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。</p> <p>(3)頭皮、毛髪をすこやかに保つ。</p> <p>(4)毛髪にはり、こしを与える。</p> <p>(5)頭皮、毛髪にうるおいを与える。</p> <p>(6)頭皮、毛髪にうるおいを保つ。</p> <p>(7)毛髪をしなやかにする。</p> <p>(8)クシどおりをよくする。</p> <p>(9)毛髪をつやを保つ。</p> <p>(10)毛髪につやを与える。</p> <p>(11)フケ、カユミがとれる。</p> <p>(12)フケ、カユミを抑える。</p> <p>(13)毛髪の水分、油分を補い保つ。</p> <p>(14)裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。</p> <p>(15)髪型を整え、保持する。</p> <p>(16)毛髪の帯電を防止する。</p> <p>(17)(汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。</p> <p>(18)(洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。</p> <p>(19)肌を整える。</p> <p>(20)肌のキメを整える。</p> <p>(21)皮膚をすこやかに保つ。</p> <p>(22)肌荒れを防ぐ。</p> <p>(23)肌をひきしめる。</p> <p>(24)皮膚にうるおいを与える。</p> <p>(25)皮膚の水分、油分を補い保つ。</p> <p>(26)皮膚の柔軟性を保つ。</p> <p>(27)皮膚を保護する。</p> <p>(28)皮膚の乾燥を防ぐ。</p> <p>(29)肌を柔らげる。</p> | <p>(30)肌にはりを与える。</p> <p>(31)肌につやを与える。</p> <p>(32)肌を滑らかにする。</p> <p>(33)ひげを剃りやすくする。</p> <p>(34)ひげそり後の肌を整える。</p> <p>(35)あせもを防ぐ(打粉)。</p> <p>(36)日やけを防ぐ。</p> <p>(37)日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。</p> <p>(38)芳香を与える。</p> <p>(39)爪を保護する。</p> <p>(40)爪をすこやかに保つ。</p> <p>(41)爪にうるおいを与える。</p> <p>(42)口唇の荒れを防ぐ。</p> <p>(43)口唇のキメを整える。</p> <p>(44)口唇にうるおいを与える。</p> <p>(45)口唇をすこやかにする。</p> <p>(46)口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。</p> <p>(47)口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。</p> <p>(48)口唇を滑らかにする。</p> <p>(49)ムシ歯を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。</p> <p>(50)歯を白くする(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。</p> <p>(51)歯垢を除去する(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。</p> <p>(52)口中を浄化する(歯みがき類)。</p> <p>(53)口臭を防ぐ(歯みがき類)。</p> <p>(54)歯のやにを取る(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。</p> <p>(55)歯石の沈着を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。</p> <p>(56)乾燥による小ジワを目立たなくする。</p> |
|--|--|

注釈 1:例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

注釈 2:「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

注釈 3:()内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

2. 景品表示法

2-1. 景品類の規制について

訴求対象のプレゼントキャンペーンにおいて、景品表示法に定められた景品提供上限額を逸脱していないことが明確である必要があります。

(参考)

消費者庁 景品表示法

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m01-1>

(1) 一般懸賞における景品類の限度額

| 懸賞による取引価額 | 景品類限度額 | |
|-----------|------------|-----------------|
| | 最高額 | 総額 |
| 5,000 円未満 | 取引価額の 20 倍 | 懸賞に係る売上予定総額の 2% |
| 5,000 円以上 | 10 万円 | |

(例)

- 商品購入者の中から抽選で提供
- クイズ等の回答の正誤により提供

(2) 総付景品の限度額

| 取引価額 | 景品類の最高額 |
|-----------|---------------|
| 1,000 円未満 | 200 円 |
| 1,000 円以上 | 取引価額の 10 分の 2 |

(例)

- 商品、サービスの利用者全員に提供
- 申し込みまたは入店の先着順に提供

(3) オープン懸賞

商品を購入せず、誰でも応募可能なキャンペーンは提供できる価格に制限はありません。

ただし、キャンペーンが特定の商品購入を直接的に誘引するもの、購入者に優先的に景品を提供することは禁じられています。

(4) その他キャンペーン

- 同一商品の付加は増量値引きのため規制対象外となります。
- 商品の販売・使用またはサービスの提供のために必要なものは規制対象外となります。

2-1. 表示の規制について

商品やサービス内容が、実際よりも著しく優良または有利であるとユーザーに誤認される恐れのある、いわゆる不当表示となる表現は使用できません。以下に該当する表記は、不当表示ではないことが明確である必要があります。

■ 不当表示の恐れがある表記

(1) 最高・最大級表記

(掲載不可例)

- 「日本 No.1 物件数の不動産情報サイト」と記載があったが、明らかに物件数が少ない
- 「最新技術を採用した唯一の商品」と記載があったが、同様の技術を使用した商品が多数ある

(2) 効果や安全を保証する表記

(掲載不可例)

- 低カロリー食品で「1週間で-20kg 必ず痩せる」と現実的に不可能な痩身効果の記載がされている
- 家電製品で「永久に壊れません」など保証する表現をしている

(3) 誇大表記・不実証広告

(掲載不可例)

- 体験談で「パワーストーンを持ってから金運アップ！貯金が5倍に増えた」と理的な根拠に欠けた記載がされている
- ゲームコンテンツで「500万ダウンロード突破！」と記載があったが実際は300万ダウンロードしかされていなかった
- 「モニターアンケート満足度100%」と表示されていたが、モニターの人数は1名であった

(4) おとり広告

(掲載不可例)

- 「今だけ」「期間限定」等の記載があったが、限定となる期間や商品、価格がみつからない

(5) 比較広告

(掲載不可例)

- 競合他社との料金比較で自社が最も安いように表示していたが、実際は他社が不利になるようにした表示であった

(6) 不当な二重価格表記

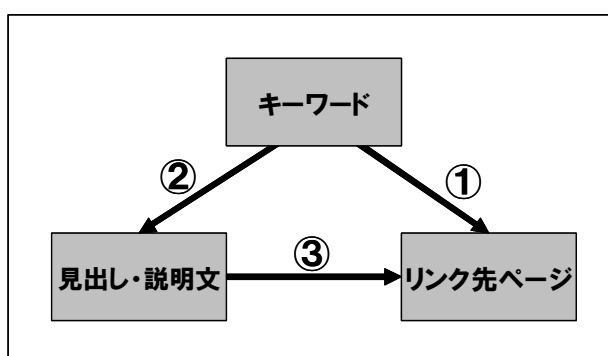
(掲載不可例)

- 「今だけ半額」と表示されていたが、実際は常にその料金であった

※公正競争規約が設けられている業種については規約に則った表示を遵守してください。

第 8 章 関連性について

ユーザーが検索するキーワードと、表示されるクリエイティブ、リンク先の内容は、それぞれが十分な関連性を持っている必要があります。キーワード、見出し・説明文、リンク先ページそれぞれの間に、以下に記載するような関連性が認められない場合、広告掲載をお断りすることがあります。



1. キーワードとリンク先ページの関連性

ユーザーが検索するキーワードに対して、リンク先ページで訴求するコンテンツや商品、サービスは十分な関連性を持っている必要があります。

キーワードとの関連性は、クリエイティブごとに設定される URL、キーワードに紐づくカスタム URL のいずれに対しても、重要視されます。設定されるキーワードはリンク先の内容、目的、テーマと明確かつ直接的な関連性がある必要があります。

(1) キーワードとリンク先ページの関連性が十分であると判断される例

- キーワードが示す個別の商品、サービス、人名等について、リンク先ページに説明や直接の記載がある場合
- キーワードが示す個別の商品、サービス、人名等について、リンク先ページの説明や記載が、該当キーワードを概念として含み、直接的な関連性があるものである場合

(承認される例)

| | |
|------------------|----------------------------|
| キーワード: アーティスト個人名 | リンク先ページ: そのアーティストが所属するグループ |
| キーワード: 正社員 | リンク先ページ: 正社員を含む求人情報ページ |
| キーワード: 生命保険 | リンク先ページ: 生命保険比較サイト |

(承認されない例)

| | |
|-------------|-------------------------------|
| キーワード: 邦楽 | リンク先ページ: 洋楽アーティストのページ |
| キーワード: 正社員 | リンク先ページ: 正社員を含まないアルバイト求人情報ページ |
| キーワード: 生命保険 | リンク先ページ: 自動車保険比較サイト |

(2) キーワードとリンク先ページの関連性が希薄と判断される例

- キーワードが示す商品、サービス、人名等について、リンク先ページに記載がない場合
- キーワードが示す商品、サービス、人名等について、リンク先ページに記載はあるが、見つけにくい場所にある場合
- その他、キーワードに対してリンク先ページの内容が不適切と判断される場合

■ 地名、駅名等、場所を示すキーワードについて

地名、駅名等を表すキーワードについて、ユーザーがリンク先ページのサービス等をそのキーワードの示す地名、駅名等で受けられることが明確である必要があります。

(承認される例)

| | |
|-----------|-------------------------|
| キーワード: 東京 | リンク先ページ: 東京の物件情報 |
| キーワード: 東京 | リンク先ページ: (東京を含む)関東の物件情報 |

(承認されない例)

| | |
|-----------|---------------------------|
| キーワード: 東京 | リンク先ページ: 北海道の物件情報 |
| キーワード: 東京 | リンク先ページ: (東京を含まない)関東の物件情報 |

■ 省略語のキーワードとリンク先ページの関連性について

省略語のキーワードについて、リンク先サイトに該当キーワードが示す商品、サービス名、人名等が確認できる必要があります。

(承認される例)

| | |
|------------|-------------------------|
| キーワード: スマホ | リンク先ページ: スマートフォンに関するページ |
|------------|-------------------------|

■ 複数の単語からなるキーワードとリンク先ページの関連性について

複数の単語からなるキーワードについて、リンク先ページに該当複数キーワード全てに関する説明や直接の記載がある必要があります。

(承認される例)

| | |
|-----------------|----------------------------|
| キーワード: ゲーム RPG | リンク先ページ: ロールプレイングゲームのページ |
| キーワード: テニス シューズ | リンク先ページ: テニス用シューズの通信販売のページ |

(承認されない例)

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| キーワード: ゲーム RPG | リンク先ページ: パズルゲームのページ |
| キーワード: テニス シューズ | リンク先ページ: サッカー用シューズの通信販売のページ |

■ リンク先ページが、サイト内の検索窓を利用した検索結果ページの場合について

リンク先ページがサイト内の検索窓を利用した検索結果ページである場合、設定されたキーワードを意図する商品、サービス等が検索結果ページに明確に表示されている必要があります。

(承認される例)

キーワード: DVD

リンク先ページ: 商品検索窓に「DVD」が入力された検索結果一覧であり、DVD の商品が存在している

(承認されない例)

キーワード: CD

リンク先ページ: 商品検索窓に「CD」が入力された検索結果一覧であり、CD の商品が存在していない

2. キーワードと見出し・説明文の関連性

ユーザーが検索したキーワードとその際に表示される広告のクリエイティブは、十分な関連性を持っている必要があります。

3. 見出し・説明文とリンク先ページの関連性

見出し・説明文とリンク先ページの内容は、十分な関連性を持っている必要があります。見出し・説明文に使用される表現は、リンク先ページの内容を正しく説明している必要があります。

■ 見出し・説明文とリンク先ページの関連性が希薄と判断される例

- 見出し・説明文で訴求している内容が、リンク先ページで確認できない場合
- 見出し・説明文に、リンク先ページの内容を誤解するような表現が含まれている場合
- その他、見出し・説明文に対し、リンク先ページの内容が不適切と判断される場合

4. 広告グループの運用と関連性

複数のキーワード、複数のクリエイティブにて広告グループを形成する場合、それぞれのキーワード、クリエイティブ、リンク先がもれなく関連性を持つように適切に管理を行ってください。

※多数のキーワードを入稿される場合は、クリエイティブとの関連性に特にご注意ください。

※カスタム URL を設定される場合は、設定したリンク先ページと各キーワードとの関連性に加え、それらと見出し・説明文との関連性にも十分にご確認ください。

第 9 章 入稿規定

1. 文字数について

それぞれ、以下の文字数内に収まるよう入稿してください。

見出しのみ、説明文のみの入力はできません。また、URL における日本語表示はできません。

■ i-mode 端末向け商品

| | |
|----------|-----------------------|
| 見出し | 全角 12 文字以内(24 バイト以内) |
| 説明文 | 全角 14 文字以内(28 バイト以内) |
| 表示 URL | 半角 20 文字以内 |
| リンク先 URL | 半角 300 文字以内 |

■ スマートフォン向け商品

| | |
|----------|-----------------------|
| 見出し | 全角 15 文字以内(30 バイト以内) |
| 説明文 | 全角 38 文字以内(76 バイト以内) |
| 表示 URL | 半角 35 文字以内 |
| リンク先 URL | 半角 2083 文字以内 |

2. 使用可能文字について

| | 全角 | 半角 |
|-----------|--|---------------------------------|
| ひらがな・カタカナ | ○ | × |
| 漢字 | JIS 第一水準漢字・JIS 第二水準漢字 | × |
| 英数字 | × | ○ |
| スペース | × | ○ |
| 記号 | 、。．．；？！`^_＂々々々／“（）[] {} <>《》「」『』+-±×÷=≠≦≧∞℃ ¥%＃＆＊＠・◀▶♪ | !＼＄％＆'()*+,-./:;= ?@[¥]^_{}~ |

- 機種依存文字は使用できません。
- 絵文字(絵文字、デコメ絵文字等)を使用することはできません。
- 同じ記号を連続して使用することはできません。
- 全機種における表示確認は行っておりませんので、お使いの携帯端末や使用される記号によっては正常に表示がされない可能性があります。

3. リダイレクトのご注意

- 広告主様サイトでの多数のリダイレクト設定が原因で想定ページへ遷移しない事象に関し、弊社では一切の責任を負いません。また、本事象に関しては弊社にて配信前の確認の保証をいたしません。
- i-mode 端末向け商品において、弊社では、クリックカウント取得のために2回のリダイレクトを行います。
i-mode 端末では、上記のリダイレクトを含まずに、広告主様サイトでのリダイレクト回数が4回以上となる場合、広告配信時に想定ページへ遷移しないことがあります。

第 10 章 審査における不承認時の差し戻しについて

企業・サイト審査、原稿審査において掲載をお断りする場合、以下の理由が考えられますので主な事例をご確認ください。

1. 企業・サイト審査

| No | 差し戻し内容 | 主な事例 | 参照頁 |
|----|--|---|-------------|
| 1 | サイトへ正常に遷移できず、正常に表示できないため | ・Not Found 等、遷移エラーとなる | P8 |
| 2 | 企業・サイト審査において、ガイドラインに記載された掲載不可業種・サービスにあたるため | ・当掲載ガイドラインに記載された掲載不可業種・サービスのサイトである | P5 |
| 3 | 企業審査において、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・企業審査において、弊社媒体基準を満たしていない | P17 ~P20 |
| 4 | サイト内にて、所有者情報が確認できないため。もしくは、広告主名と所有者情報が一致しないため | ・サイト内で所有者情報が確認できない ・サイト内記載の広告主名と申請された広告主名が一致しない | P8 |
| 5 | サイト内にて、問い合わせ先情報の記載がないため | ・サイト内でお問い合わせ先(電話番号、メールアドレス、メールフォーム等)が確認できない | P8 |
| 6 | サイト内にて、プライバシーポリシーの記載が確認できないため | ・個人情報を取得するページにも関わらず、プライバシーポリシーが確認できない | P8 |
| 7 | サイト内にて、正常に遷移しないリンクがあり、内容を確認できないため | ・サイト内において、正常に遷移しないリンクがある | P8 |
| 8 | サイト内の主となるサービス・コンテンツが、弊社媒体基準で定められた掲載不可商材・サービスにあたるため | ・サイト内で取り扱われている商品、サービスが弊社媒体基準を満たしていない | P17 ~P20 |
| 9 | サイト内のサービス・コンテンツに関する記載が、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・サイト内に記載されている内容が弊社媒体基準を満たしていない | P17 ~P20 |
| 10 | サイト内の特定商取引法に関する表記について、弊社媒体基準を満たしていないため | ・特定商取引法における必要事項の記載が十分でない | P19 |
| 11 | サイト内に存在する「最高・最大級表記」について、景品表示法に抵触する恐れがあると判断されたため | ・「No.1」「業界初」「唯一」等の最高・最大級表記について景品表示法に抵触する恐れがある | P28 |
| 12 | サイト内に存在する「期間を限定する表記」について、景品表示法に抵触する恐れがあると判断されたため | ・「今だけ」「期間限定」等の期間詳細が不明など景品表示法に抵触する恐れのある記載がある | P12 P28 |
| 13 | サイト内に存在する「景品提供」について、景品表示法に抵触する恐れがあると判断されたため | ・プレゼントキャンペーンにおいて、景品表示法に定められた景品上限額を超えている恐れがある | P27 |
| 14 | サイト内にて、景品表示法に抵触している恐れのある表記(誇大表記・誤認の恐れのある表記など)があるため | ・誇大広告、不実証広告の恐れのある記載がある ・効果や安全性の保証につながるような表記がある ・おとり広告や不当な二重価格、比較広告の恐れのある記載がある | P27 P28 |

| | | | |
|---|---|--|-----|
| 15 | サイト内にて、業事法に抵触している恐れのある表記があるため | <ul style="list-style-type: none"> ・認められた効能効果を逸脱している恐れのある表記がある ・効果や安全性の保証につながるような表記がある | P22 |
| 16 | サイト審査において、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザートラブルが懸念されるような記載がある ・その他、弊社が不適切と判断した表現がある | — |
| 以下、対象商品のみ(iMenu Search , iMenu Music Search , iMenu Contents Targeting) | | | |
| 1 | 申請 URL が i-mode 向けモバイルサイトではないため | <ul style="list-style-type: none"> ・リンク先が PC サイトである ・他キャリアサービス向けである | P8 |
| 2 | 【d マーケット】企業概要 URL(PC サイト)の入力がない、もしくは企業概要サイトへ正常に遷移できず、企業審査が行えないため | <ul style="list-style-type: none"> ・企業概要 URL が Not Found 等、遷移エラーとなる | P15 |
| 3 | 【d マーケット】企業概要サイト(PC サイト)内にて所有者情報が確認できないため。もしくは、広告主名と所有者情報が一致しないため | <ul style="list-style-type: none"> ・企業概要 URL で所有者情報が確認できない ・企業概要 URL の広告主名と申請された広告主名が一致しない | P15 |

2. 原稿審査

| No | 差し戻し内容 | 主な事例 | 参照頁 |
|----|---|--|------------|
| 1 | キーワードについて、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | <ul style="list-style-type: none"> ・「あああ」等、キーワード自体が意味を持っていない ・公序良俗に反するキーワードがある ・広告主様の競合にあたる社名・サービス名等が使用されている | P9 |
| 2 | キーワードとリンク先の関連性が低いため | <ul style="list-style-type: none"> ・「着うた」のキーワードに対してリンク先が「絵文字デコメールのサイト」等、関連性が低いと判断されるような入稿をしている | P29 |
| 3 | 見出し・説明文にて、ガイドラインに明記された使用不可表現(誤字・脱字、もしくは誤字・脱字と誤認を与える表現)が使用されているため | <ul style="list-style-type: none"> ・「D2C ホームへようこ」や「関当の住宅情報はこちら」等、誤字・脱字がある | P10 |
| 4 | 見出し・説明文にて、ガイドラインに明記された使用不可表現(公序良俗に反する表現)が使用されているため | <ul style="list-style-type: none"> ・公序良俗に反する表現がある | P10 |
| 5 | 見出し・説明文にて、ガイドラインに明記された使用不可表現(NTTドコモが提供・推奨するサービスと誤認を与える表現)が使用されているため | <ul style="list-style-type: none"> ・「ドコモ公式着うた」サイト等、NTTドコモの公式サイトと誤認を与えるような表現がある | P10 |
| 6 | 見出し・説明文にて、ガイドラインに明記された使用不可表現が使用されているため | <ul style="list-style-type: none"> ・「完全無料の着メロ」等、パケット通信料金含めてすべて無料と判断されるような表現がある ・住所、電話番号、メールアドレスを入稿している ・NTTドコモの競合サービスの訴求と判断される表現がある | P9 P10 |
| 7 | 見出し・説明文にて、ガイドラインに明記された「注意が必要な表現」について、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | <ul style="list-style-type: none"> ・記号を用いた伏字表現、記号を用いた顔文字、記号の連続使用をしている ・ユーザーにとってわかりにくい表現がある | P11 P12 |
| 8 | 見出し・説明文で使用されている「最高・最大級表記」について、景品表示法に抵触する恐れがあると判断されたため | <ul style="list-style-type: none"> ・「No.1」「業界初」「唯一」等の最高・最大級表記について景品表示法に抵触する恐れがある | P28 |
| 9 | 見出し・説明文で使用されている「期間を限定する表記」について、景品表示法に抵触する恐れがあると判断されたため | <ul style="list-style-type: none"> ・「今だけ」「期間限定」等の期間詳細が不明など景品表示法に抵触する恐れのある記載がある | P12 P28 |
| 10 | 見出し・説明文にて、景品表示法に抵触している恐れのある表記(誇大表記・誤認の恐れのある表記など)があるため | <ul style="list-style-type: none"> ・誇大広告、不実証広告の恐れのある記載がある ・効果や安全性の保証につながるような表記がある ・おとり広告や不当な二重価格、比較広告の恐れのある記載がある | P27 P28 |

| | | | |
|----|--|--|-------------|
| 11 | 見出し・説明文にて、薬事法に抵触している恐れのある表記があるため | ・認められた効能効果を逸脱している恐れのある表記がある ・効果や安全性の保証につながるような表記がある | P22 ~P26 |
| 12 | 見出し・説明文について、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・ユーザートラブルが懸念されるような記載がある ・見出し・説明文で記載されている内容が弊社業種別基準を満たしていない ・その他、弊社が不適切と判断した表現がある | P17 ~P20 |
| 13 | 表示 URL について、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・掲載される広告の責任の所在を示していない | P14 |
| 14 | 見出し・説明文とリンク先の関連性が低い | ・「見出し・説明文：着メロサイトはこちら、リンク先：絵文字デコメールサイト」等、関連性が低いと判断される表現がある | P31 |
| 15 | ガイドラインに明記された注意が必要な表現(『無料』を用いた表現など)について、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・見出し・説明文にて「無料」表記があるものの、リンク先の無料となるコンテンツが明確でない | P11 |
| 16 | ガイドラインに明記された注意が必要な表現(『～し放題』を用いた表現など)について、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・サイト内にわかりやすく、「～し放題」となる対象コンテンツや対象期間等が確認できない | P11 |
| 17 | 見出し・説明文・リンク先・キーワードについて、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・ユーザートラブルが懸念されるような記載がある ・その他、弊社が不適切と判断した表現がある | — |
| 18 | リンク先へ正常に遷移できず、サイトが正常に表示できないため | ・Not Found 等、遷移エラーとなる | P8 |
| 19 | リンク先が企業・サイト審査で承認されたサイトと異なる | ・リンク先が企業・サイト審査で承認されたサイトと異なるサイトである | P6 P7 |
| 20 | リンク先にて、所有者情報が確認できないため。もしくは、広告主名と所有者情報が一致しないため | ・リンク先で所有者情報が確認できない ・リンク先内記載の広告主名と申請された広告主名が一致しない | P8 |
| 21 | リンク先にて、問い合わせ先情報の記載がないため | ・リンク先でお問い合わせ先(電話番号、メールアドレス、メールフォーム等)が確認できない | P8 |
| 22 | リンク先にて、プライバシーポリシーの記載が確認できないため | ・個人情報を取得するページにも関わらず、プライバシーポリシー確認ができない | P8 |
| 23 | リンク先にて、正常に遷移しないリンクがあり、内容を確認できないため | ・リンク先において、正常に遷移しないリンクがある | P8 |
| 24 | リンク先について、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・ユーザートラブルが懸念されるような記載がある ・リンク先で記載されている内容が弊社業種別基準を満たしていない | — |
| 25 | リンク先の特定商取引法に関する表記について、弊社媒体基準を満たしていないため | ・特定商取引法における必要事項の記載が十分でない | P19 |

| | | | |
|---|--|---|-------------|
| 26 | リンク先に存在する「最高・最大級表記」について、景品表示法に抵触する恐れがあると判断されたため | ・「No.1」「業界初」「唯一」等の最高・最大級表記について景品表示法に抵触する恐れがある | P28 |
| 27 | リンク先に存在する「期間を限定する表記」について、景品表示法に抵触する恐れがあると判断されたため | ・「今だけ」「期間限定」等の期間詳細が不明など景品表示法に抵触する恐れのある記載がある | P12 P28 |
| 28 | リンク先に存在する「景品提供」について、景品表示法に抵触する恐れがあると判断されたため | ・プレゼントキャンペーンにおいて、景品表示法に定められた景品上限額を超えている恐れがある | P27 |
| 29 | リンク先にて、景品表示法に抵触している恐れのある表記(誇大表記・誤認の恐れのある表記など)があるため | ・誇大広告、不実証広告の恐れのある記載がある ・効果や安全性の保証につながるような表記がある ・おとり広告や不当な二重価格、比較広告の恐れのある記載がある | P27 P28 |
| 30 | リンク先にて、薬事法に抵触している恐れのある表記があるため | ・認められた効能効果を逸脱している恐れのある表記がある ・効果や安全性の保証につながるような表記がある | P22 ~P26 |
| 以下、対象商品のみ(iMenu Search , iMenu Music Search , iMenu Contents Targeting) | | | |
| 1 | リンク先が i-mode 向けモバイルサイトではないため | ・リンク先が PC サイトである ・他キャリアサービス向けである | P8 |
| 2 | 【d マーケット】表示 URL について、弊社媒体基準により掲載不可と判断されたため | ・掲載される広告の責任の所在を示していない | P14 |